

平成22年 4月12日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530105

研究課題名（和文）市民教育の政治学——アメリカ合衆国を中心として

研究課題名（英文）Politics of Civic Education: Lessons from the United States of America

研究代表者

河田 潤一（KAWATA JUNICHI）

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00104729

研究成果の概要（和文）：アメリカ合衆国における「市民教育の政治学」の現在の境位を、歴史的視座と比較政治学的認識を保持しつつ、特にメリアム（Charles E. Merriam, 1874-1953年）以後の合衆国における市民教育の諸実験（「価値の明確化」アプローチ、「認知的・道徳的発達」カリキュラム、「公的争点分析」アプローチ、「コミュニティ参加／関与」アプローチ等）を子細に検討し、併せて「市民教育」の現場となる学校をめぐる2つの革新的取り組み、すなわちボストン市を中心としたMETCO〔教育機会のための大都市圏協議会〕およびテキサス州を中心に展開したTIAF〔テキサス産業地域事業団〕の実験を分析することによって、合衆国が展望しえた市民教育の「政治学」の到達点と問題点、今後の課題の在処を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This study is intended for exploring the present position of “civic education” in the United States, with turning my attention to the historical and comparative politics perspectives. First I examined some research-worthy experiments of civic education like the “value clarification” approach, “social inquiry” approach, “public issues analysis” approach, and “community involvement/ engagement” approach. Second I investigated two cases as the innovative initiatives for civic education embedded in school reforms. The cases are as follows: the Metropolitan Council for Educational Opportunity in Boston metropolitan area and the Texas Industrial Areas Foundation in Texas. These works could make me identify the achievements and limits of the American “civic” education and the unsolved issues of “politics” of civic education for the future.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	600,000円	180,000円	780,000円
2008年度	500,000円	150,000円	650,000円
2009年度	500,000円	150,000円	650,000円
年度			
年度			
総計	1,600,000円	480,000円	2,080,000円

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：市民教育、政治的社会化、新社会科運動（アメリカ）、社会資本(social capital)、信頼、学校改革、政治参加、市民社会

## 1. 研究開始当初の背景

(1)本研究の主題である「市民教育の政治学」は、古くて新しいテーマである。古くは、プラトンが、現実国家における市民の合意・参与は看過しえない政治的現実の構成契機であるとの基本認識より、理想国家における統治支配の継続的発展のために、市民教育の人民への浸透を国家の中心的課題とみなした。また比較的新しくは、ワイマール期ドイツの公法・政治学者で構造学的国家学を提唱したヘルマン・ヘラー(1891-1933年)も、「すべての組織と同じように、国家的組織も、あらゆる種類の[組織化の為]準備、とりわけ、学校と世論形成に影響を与えることによって組織を基礎づける意志および価値の共同体を間接的に維持し広めかつ新たに創り出すことに絶えず、留意しなければならない」

(Hermann Heller, *Staatslehre*, Leiden: A. W. Sijthoff, 1934, S. 234. [安世舟訳『国家学』未来社、1971年、339頁。])として、新しい世代が、市民教育を通して「集団の前もって形成された意味連関と心的態度を受け継いで成長すること」(*A. a O.*, S. 92. [前掲訳書、147頁])が国家の存続を可能にする、との共和主義的認識を示した。

(2)研究代表者は、大学院修士課程入学以来、「市民教育」論に持続して強い関心を有してきた。これまで研究代表者は、《児童期と成人期の連結手》である公教育の担い手としての学校を、「家族によって規定された子どもの社会化を補充したり矯正したりする」

(Friedhelm Neidhardt, *Die junge Generation: Jugend und Gesellschaft in Bundesrepublik*, Opladen: Leske, 1967, S. 31.)体系的・組織的な社会化媒体であるとの認識のもと、<子どもの市民意識の形成>の研究を比較政治学的に行ってきた。「現代フランスにおける政治的社会化に関する一考察」(『甲南法学』22巻1-4合併号、1982年、233-279頁)、“The Child's Discovery and Development of 'Political World': A Note on the United States”『甲南法学』26巻2・3合併号、1986年、233-265頁、“Political Socialization in Contemporary Japan,” *International Political Science Review*, vol. 8, no. 3, July 1987, pp. 245-259、“Socialization for Citizenship: Civic Education and Political Attitudes in Japan,” in Ofer Feldman, ed., *Political Psychology in Japan: Behind the Nails that Sometimes Stick Out*, Commack, NY: Nova Science Publishers, 1999, pp.27-42などが、その研究成果の一端である。また、日本政治

学会1998年度共通論題「誰のための政治学か?—政治学教育の意義と方法」では討論者(討論者として用意した備忘録は、「政治学教育の意義と方法」『21世紀の法と政治—大阪大学法学部50周年記念論文集』有斐閣、2002年、437-455頁として公刊済)、2004年度ラウンドテーブル1「政治学とは何か、政治学をどう教授するのか」では報告者を務めた。また、1990年には、ハーバード大学教育大学院に留学し、その成果を『『公的争点分析アプローチ』と市民教育—ハーバード社会科プロジェクトをめぐって』(『姫路法学』第25・26合併号、1999年、31-48頁)として公表してもいる。

(3)上記のような作業を通じて得られた「市民教育」の知見を研究代表者なりに約言すれば、トクヴィル(1805-59年)が、二次的・中間的諸権力の非能性を批判したフランスは、政治文化が中央/地方の対立に共和主義/教権主義の対立が重なる形で左翼・右翼の政治家系に分化して行き、「非市民性」の克服が市民教育の課題となってきた。オランダやベルギーなど、いわゆる多極共存型社会では、「列柱」や「霊の家族」を超える多文化主義・「寛容」教育が市民教育として要請されてきた。また、社会階級と教育機会が直結してきた英国では、学校は市民教育の機関としてよりも、職業選択の予備的社会化といった側面を強め、階級再生産論との関連で多く議論されてきた。一方、ナチズムへの反省に立つ旧西ドイツは、民主的「価値」の実践能力の形成を目指す政治教育(Politische Erziehung)が重視され、類似の苦い経験をした戦後日本は、それでもなお国民(高度労働力も含めて)の育成を内的な社会統制を主軸に実現せんとする公民的教育を抜けきれず、それに革新が対抗する構図が長く続いた。

(4)今日、大いに注目されつつあるcitizenship education論の内容と視座の多くは、従来のアメリカにおける市民教育論に既に見られるが、両者の対話はさほど多くなされてきたとはいえない。本研究は、これら2つを架橋しようとするところに特徴がある。

## 2. 研究の目的

(1)本研究は、前述の比較政治学的知見を駆使しつつ、「市民教育の政治学」をアメリカ合衆国を中心に歴史的に検討し、そこから現代への示唆を総合的に引き出そうとするも

のである。

(2) トクヴィルは、自発的結社を培養基とした「実践的な政治学」の「市民教育」的機能を憧憬した。同様の認識は、1888年に出版された英国の政治家・歴史家ジェームズ・ブライス(1838-1922年)卿の『アメリカ国家論』(*The American Commonwealth*)でも示されている。しかしながら、そのアメリカも、1920年代に入ると急速に社会の大衆化が進み、国内外の集団的ヒステリー状況を背景に、ラスウェル(1902-78年)らいわゆるシカゴ学派は、精神分析学、異常心理学等を駆使しつつ、非合理的な集団圧力に抗する「強い自我」を中核要素とする民主的人格の研究に挑んだ。そうした文脈で、シカゴ学派の指導者のひとりメリアム(1874-1953年)は、1931年に比較市民教育研究『市民の形成』(*The Making of Citizens: A Comparative Study of Methods of Civic Training*)を編纂することとなった。また、翌年の1932年にはコロンビア大学の教育学者ジョージ・カウンツ(1889-1974年)が『学校は新しい社会秩序をつくりうるか』(*Dare the School Build a New Social Order?*)を公開し、学校が宗教的・政治的宣伝の場から自由になり、子どもの批判的思考涵養の場となることを期して、学校に対する民主的統制の重要性を主張した。

第二次大戦後になると、市民教育は、「ほぼ大学の政治学科目、または政治学の知見を援用する高校公民科の責任である」(Heinz Eulau and James G. March, eds., *Political Science*, 1969.)との地歩を確立し、「民主的信条」(John Dewey)を身体化した「良き市民」育成の課題を「公民科」が引き受けることとなり、カリキュラムの統合的部分に、①「事実」認識能力(例: 米国政治制度・過程の知識・理解)の開発と、②「価値」的实践能力(例: 愛国心、遵法精神)の訓育が据えられた。しかし、その後アメリカの市民教育は、国際・国内環境の変動を受けて、基本的には上記①、②の間の緊張を孕みながら展開し、1960年代に入ると初等・中等学校の市民科見直し運動の台頭を呼び起こすこととなった。

(3) 冷戦期の「自由」主義的カリキュラムに特有な愛国的な内容、市民的自由に関する抽象的原則の羅列への反省を迫る前述の運動は、「道徳的ジレンマ」の解決を通じて学習

者に公共政策争点に受容可能な道徳的準規の適用能力を訓練しようとした「カーネギー・メロン・プロジェクト」を始動させた。また、1960年代後半から70年代にかけて、市民科カリキュラムは感情・行動的側面を重視するようになり、「価値の明確化(value clarification)」アプローチや「道徳的発達」カリキュラムなどを有力なものとした。さらには、アメリカ社会の立憲的枠組を基礎とする基本的価値に軸に形成される法律的・倫理的根本原理を分析する、ハーバード大学のオリヴァー(Donald W. Oliver)が主導する「公的争点分析」アプローチや、その系を引く「コミュニティ参加/関与カリキュラム」がウィスコンシン大学のニューマン(Fred M. Newmann)を中心として開発されることとなった。

(4) 本研究は、アメリカにおける市民教育のこれらのカリキュラム改革の検討を、先述した歴史的視座と比較政治学的認識を保持しつつ行うことを通じて、その到達点と今後の課題を提示することを目的とする。建国の初発より「市民教育」が、今日注目されているcitizenship educationの要素を強く帯びざるをえなかった、「移民の国」、「理念の国」アメリカ合衆国の市民教育の学校現場での展開を知り、多文化主義教育にも一定の示唆を得るためにも、市民教育の現実社会での具体的な実相を知る必要がある。本研究では、ボストンにおけるMETCOとテキサス州で展開されているTIAFの検討を行う。

(5) カリキュラムの内容は往々にして学習者を取り巻く社会的文脈に「埋め込まれ」、教育意図は学習者によって都合よく解釈され身体化されることが予想できる。マイヤー(John W. Meyer)とローアン(Brian Rowan)の‘Institutionalized Organizations: Formal Structure as Myth and Ceremony,’(1977)は、学校組織が<タイトな統制>(フォーマルな資格・分類)と<ルースな統制>(授業の内容・方法の曖昧な調整)の脱連結(decoupled)によって学校を現地化させ、組織を延命しうる、と指摘している。学習者が生きる社会的文脈により多く依存する市民教育にとって、カリキュラム内容が、それでも意味を有する「信頼の論理(logic of confidence)」を明らかにすることが必要であると考えられる。研究背景のひとつである。

### 3. 研究の方法

(1) 研究全体を4つの部分に分け、内容を検討した。4つの部分とは、①「民主的市民」

の育成と学校（メリアム、カウンツの思想と行動を扱う）、②「新社会科運動」の思想と実践（「進歩主義教育協会」の解散と新カリキュラム改革プロジェクトの立ち上げ、カーネギー・メロン大学社会科カリキュラム、ハーバード大学「公的争点分析(public issues analysis)」アプローチ、ウィスコンシン大学コミュニティ参加／関与カリキュラム）、③学校改革の革新的取り組み（METCO、TIAF）、④「市民教育の政治学」の新天地平に向けて（クリック報告書、パレカ報告書、欧州市民権、多文化主義教育）である。

(2) 研究領域全体に関する基本的文献リストの作成と、文献・資料の調査・購入・複写を研究期間の前半に行った。

(3) 研究期間の後半は、トクヴィルやブライズなどアメリカ研究、ひいてはアメリカ「市民教育」研究の古典ともいべき文献を再読しつつ、各テーマについて収集した文献・資料を検討し、論文執筆に取り組んだ。

#### 4. 研究成果

(1) 新移民への人種・民族的な差別の激化と出身国別割当制を目論む1924年移民法の制定、大衆社会化、都雑(rurban)化が進行する1920年代を受けて、メリアムは、『市民の形成』(1931年)において、イデオロギーや非合理的な信念を価値化する教化や宣伝ではなく、「価値判断」を避けた市民教育のナショナルな革新こそが、国家全体に共通する文化の創造、社会変革の手段として有効であると分析した。また、カウンツは、当時支配的であった「管理的教育行政学」を教育における民主主義、参加という視点から批判的に乗り越えようとした。彼の提起する公教育への視座は、既に市民教育の「政治学」であり、ジョン・デューイ(1859-1952年)に影響を受けた進歩主義的カリキュラムに共鳴、賛同する教師と教育関係者の組織である「進歩主義教育協会」(1918-55年)とは距離をとり、公教育の革新に向けて米国教員連盟会長(1939-42年)としても活躍した。

(2) 教育省、全米科学財団は、戦後の社会変容に対応するために、1963年に新カリキュラム改革プロジェクトを立ち上げ、カーネギー工科大学（現カーネギー・メロン大学）、ミネソタ大学、シラキュース大学、オハイオ州立大学、ノースウェスタン大学、イリノイ大学、ハーバード大学の7大学を社会科カリキュラム開発拠点に指定した。

本研究では、従来の公民科的「社会科(social studies)」を打破し、「新社会科運動(Ne

w Social Studies Movement)」を主導したカーネギー・メロン大学とハーバード大学の取り組みを検討した。検討から得た知見は、以下の通りである。

①カーネギー・メロン大学社会科カリキュラムは、学習者が「社会的探究」を通じて、自律的な批判的市民、民主的な政治過程への責任ある参加者に成育することを目指すところに特徴があった。同カリキュラムを主導するフェントン(Edwin Fenton)らは、社会科のための探究法を、データからの問題の発見→仮説の設定→仮説の論理的含意を知る→データの収集→データの分析・評価・解釈→データの観点から仮説の検証の一連のプロセスとして考えようとした。こうした「社会的探究」法は、ある事実に疑問／関心を持ち、問題を設定し、仮説を設定し、データを収集・分析・評価し、仮説を検証し、通則・理論の演繹を行う循環プロセスから成り、経験的探究のスキルを強調する。仮説を定式化し、それを検証するスキルを身につけることによって、政治世界をより体系的かつ自律的に学ぶことが期待されたのである。

②ハーバード大学社会科プロジェクトは、オリヴァーを中心に「公的争点分析」アプローチとして練り上げられた。オリヴァーらによれば、民主主義は、種々の社会問題を合理的な方法で論理的に考える市民の能力に依存すること、そうした市民的能力は公的争点に関する情報を組織化し、解釈するために必要な「概念」知識、公的論争の分析に要する「概念」の理解・適用能力、自らの価値位置の確認と他の諸価値パターンとの比較・対照能力の開発を伴わなければならないことを強調するものであった。「公的争点」の「規律ある討論(disciplined discussion)」が、民主主義、市民・国家関係の教授・学習にとっては有効との立場から、市民が直面する「公的争点」の分析、規範的・倫理的分析の技能、公的問題への政策位置の明確化、政治的・倫理的な公的論争の要求に適切に応えうる一定の価値判断・決定のための基準の定式化能力を育む教授法、指導ガイドライン、教科書、補助教材の開発が行われたのである。

(3)「公的争点分析」アプローチは、1970年代以降も、オリヴァーの高弟であったシェイヴァー(James C. Shaver)やニューマンらによって独自色を加えられながら発展的に継承されていくことになる。その中でもニュ

ーマンは、ウィスコンシン大学教育学部を拠点に独自の「コミュニティ参加／関与カリキュラム(community involvement curricula)」の開発に努力を注いだ。それは、学校生活の種々の相での決定事項への参加経験、政治的グループ内で演じられる多様な役割認識・仮想遂行・評価行動を通しての参加技術の開発を目指すものであった。

(3)上記の「参加／関与」のアイデアを学校改革の実践の場で展開してきたボストン大都市圏のMETCO及びテキサスを中心に活動するTIAFの提携学校(Alliance Schools)の実験を検討した。その結果、近隣コミュニティと学校(生徒・親・教師)の間に関係的なパワーとしての架橋型(bridging)の社会資本(social capital)が構築されることが、「良い学校(good school)」、市民教育の実現・進展にとって重要であることが確認できた。こうした検討を通じて得た知見は、「子どもの貧困」をめぐる問題が深刻化し、地域社会と学校の関係の再構築が喫緊の課題となりつつある現代の日本社会にも一定の示唆を提供しうるものと考えられる。

(4)上述の意味を持つ社会資本については、学校組織を「脱連結的組織(decoupled organization)」として捉えた教育学者マイヤーとローアンの1977年論文(前掲)を検討することを通じて、政治的・社会的文脈に埋め込まれた「市民教育の担い手たる学校組織の論理と生理を比較政治学的に、「信頼」論に結び付けつつ検討した。検討の結果、制度としての教育(education as institution)」に埋め込まれた「教育」をめぐる「神話・儀礼・象徴」が、「信頼の論理」として作動し、学校を法的に有効にし、資源とその運営を称賛しようとする組織の要求を正当化することを提示しえた。そこから、政治的な「信頼の論理」も、社会的な一般的信頼や対人信頼の累積学習や社会的信頼の政治領域への単なる転移とは違って、マイヤーとローアンがいう学校の「現地化」論に似て、「政治」も、政治制度・構造という「タイトな統制」と「ルーズな統制」(個々の政策の内容・手続きの曖昧な統制)の間に目標設定、優先順位の設定、紛争解決などの「政治」の「現地化」を行わざるを得ないなかで可視化される官僚や政治家(代理関係)ら「非接合」型支配関係(官僚機構や企業のように制御権の譲渡が給与・賃金と引き換えに行われる関係)への自らの制御権の委譲を通じて作動する、との理解を得ることができた。

(5)階級や原基的要因(民族、宗教、言語)によって社会的に亀裂化したヨーロッパ社

会にあつては、政治参加は階級ベースやコミュニティ・ベースで行われる傾向が強かった。教育は、階級社会にあつては階級的不平等の暴露と隠蔽をめぐって、また原基性によって編成される多極社会では、各サブ文化の歴史的過去との連続性を維持する目的での集合的記憶、象徴的祝祭、民間伝承の鼓舞、あるいはサブ文化間の共存を目指す多文化主義教育的な試みがなされてきた。しかし、豊かな社会化や世俗化の進行がそうした亀裂要素を弱体化させ、またヨーロッパ統合、グローバル化の進展がヒトの移動、移民の流入、多様な宗教の混入を促進し、市民社会のエッジ部分に人権や正義の原理から審問を行わざるを得ない「社会的排除」現象を推し進めることとなった。英国では、1997年に社会的排除防止局(Social Exclusion Unit)が設置され、そうした中で多文化主義教育や人権や平等に重きを置くcitizenship educationが叫ばれるようになったのである。SEUの設置の翌年には、ヨーロッパ統合の深化と拡大を所与としてヨーロッパ各国に歴史的に独自の「市民教育」の乗り越え方を示唆しうる英国ブレア政権への諮問委員会報告書、いわゆる『クリック報告書』(Qualifications and Curriculum Authority Education for Citizenship and the Teaching of Democracy in Schools, Final Report of the Advisory Group on Citizenship, London: QCA)が出されている。また、2000年には、英国を「複数のコミュニティから成る一つのコミュニティ(community of communities)」と認識した上でのcitizenship educationの方向性を打ち出したパレカ報告書『多民族の英国の将来』(B. Parekh, The Future of Multi-Ethnic Britain: Report of the Commission on the Future of Multi-Ethnic Britain, London: Runnymede Trust)が提出されている。フランスにおいて1994年に始まった『学校のための新しい契約(Nouveau Contrat pour l'Ecole)』(Ministère de l'Education Nationale, Histoire, Géographie, Education Civique: Programmes et accompagnement, Paris: Centre Nationale de la Documentation Pédagogique, 1998を見よ。)も、同じような系譜に位置づけられよう。

(6)このように脱体制化、脱領土化を進めた「市民教育」は、概ね次の3点の能力の開発

に関わるものであることが改めて確認される。①政治知識（統治機構・制度と政治過程に関する情報獲得、概念形成・適用・事実判断に関わり、有効な政治的行為に必要な知的かつ戦略的な基礎を提供する）、②政治技能（政治現象を記述・説明・評価する能力。「事実」主張を立証する知識断片の総合能力、分析能力〔情報処理能力、推論的思考力、価値係争の問題状況の社会的分析力〕、道徳的推論能力）、③政治参加技能（政治目標実現のために個人で、あるいは集団で影響力を行使する力能、理念を主張したり、資源を組織・動員する能力、人的・物的経営能力）。

(7)アメリカ合衆国における「市民教育」は、種々意匠を凝らしつつ展開してきたが、いずれも、例えばラルフ・ミリバンドやルイ・アルチュセールらマルクス主義者の手にかかれれば、現代資本主義国家の支配を正統化する国家のリベラル・デモクラティックなイデオロギー的対応と一蹴されたであろう。だが、しかし、前世紀最後の10年における旧ソ連・東欧諸国の崩壊、冷戦の終焉は、こうした体制論的認識・批判の台座を押し流し、東欧発の「市民」概念が、欧米出の「市民社会論」に分け入りつつあることも常識化しつつある。さらには、欧州統合の拡大と深化は、「欧州市民権 (European Citizenship)」概念をめぐる論争などを通じて「市民教育」なる概念を脱領土化し、citizenship education を盛んにした。しかし、それと同時に、世界を席卷するグローバリゼーションは、現代社会を「リスク化」(Ulrich Beck)し、「市民教育」の民主的・世界市民主義的部分の軽視の上に、愛国心、法と秩序の維持(セキリティ)感覚の開発と「公民教育」に退歩するという傾向も確認することができた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

河田潤一、コミュニティ関与と学校改革の政治学—戦後アメリカにおける二つの事例紹介を中心として、甲南法学、査読無、50巻、4号、2010年、1-42頁

②河田潤一、社会資本、信頼と民主主義、阪大法学、査読無、59巻、3・4合併号、2009年、67-105頁

〔学会発表〕(計1件)

①河田潤一、社会資本、信頼と民主主義、2008年度日本政治学会分科会B I「アジアの民主主義と信頼」、2008年10月11日、於 関西

学院大学

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

河田 潤一 (KAWATA JUNICHI)

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00104729

(2)研究分担者

(3)連携研究者